

令和2年5月1日

保育所園児保護者 各位

芝山町長 相川 勝重  
(公印省略)

保育所における登園自粛について (お願い)

現在5月6日まで登所の自粛をお願いしていますが、国の緊急事態宣言の期間延長の検討を踏まえ、5月31日まで登所の自粛を行うこととしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。今後、国の状況により変更となる場合があります。

記

1. 預かり可能要件 次のいずれかの要件に該当する場合

(1) 保護者全員が、医療機関、生活必需品販売、ライフライン(電気・ガス・水道)、公共交通、官公署などに従事し、かつ、勤務日に当たるため、保護者以外の方も含めご家庭で保育に当たられる方がいない場合

(2) 上記(1)以外で、特別な事情がある場合

2. その他

○保育料については、登所日数等に応じて清算します。

※4月8日付け保育所からのお願い時点以降から対象

○給食費について登所日数に応じて清算します。

【問い合わせ】

福祉保健課子育て支援係

0479-77-3914